

公害等調整委員会公示第一号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求に関する公聴会

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により、鉱区禁止地域指定請求についての公聴会を開催するので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第二条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月十七日

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

- 一 事案の要旨 三重県知事の請求に係る亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求（平成二〇年五月二日公害等調整委員会公示第一号参照）
- 二 期日 平成二二年五月二〇日（木）午後一時
- 三 場所 三重県亀山市関町木崎九一九―一 亀山市関支所内 公害等調整委員会公聴会会場

四 その他

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第三条第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を、平成二二年四月九日までに、東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。
- 2 出席者については、申し出た者及びその他の者のうちから公害等調整委員会が選定し、その旨本人に通知する。